

## 議会改革の推進を申し入れ(6月10日)

名古屋市臨時議会で新しい議会の構成が決定したことをうけ、日本共産党市議団は6月10日、議会改革を推進するよう丹羽議長と西川議会運営委員長に申し入れました。この申し入れは毎年行われますが、今回は、市民参加の促進、議員の政治倫理、視察旅費の適正化

などが重点です。

この申し入れは今後、議会運営委員理事会などで話し合われます。



### 名古屋市議会の改革推進のための申し入れ

(2019年6月10日)

「市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会を作り上げる」ことを目的に制定された名古屋市議会基本条例に基づいて、さらなる議会改革を推進するために、下記の事項の実施を求めます。

#### 1. 市民参加の促進と情報公開の徹底について

- ①議会基本条例第4条第4項に規定する「議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる」に基づき、議会報告会を毎定例会後に議会として開催する。そのための予算を市長に引き続き要求するとともに、予算化されない場合でも、区役所講堂を利用するなど経費を極力かけない方法で開催する。
- ②議会の取り組みをよりわかりやすく市民に届けるため、「市会だより」の紙面の充実をいっそう図るとともに、毎月発行する。市民から市会広報編集委員や読者モニターを広く募る。
- ③市政や議会改革の重要案件については、市民公聴会（パブリック・ヒヤリング）や市民からの意見聴取（パブリック・コメント）を実施する。
- ④本会議の傍聴者には、議事日程等とともに議場で配布される議案等も配布する。
- ⑤請願・陳情は、議会開会中に委員会で審査することを原則とする。委員の賛否をウェブサイトで公表する。すべての請願・陳情結果について本会議で採決する。
- ⑥「市民が議会活動に参加する機会の確保」（第4条第2項）方策の一つとして、市民3分間議会演説を継続し、その制度の周知を図る。
- ⑦委員会の要求資料など会議等で用いた資料をウェブサイトで公開する。

#### 2. 議員報酬について

議員報酬に関して、議会基本条例第16条が定めている「民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる」という規定に則り、市民参加の第三者機関を設けて、報酬額を決定する。

#### 3. 議員の政治倫理について

- ①「名古屋市議員政治倫理綱領」に「あらゆるハラスメント行為の禁止」を規定するとともに、政治倫理審査会の設置等も盛り込んだ政治倫理条例を制定する。
- ②市会議員を対象に人権やハラスメントについて学ぶ研修会を実施する。

#### 4. 議会の民主的な運営について

- ①議会基本条例に明記された「議員平等の原則」に則り、本会議質問における会派別持ち時間制を廃止し、発言時間は平等にする。
- ②市会の役職により各種審議会等の委員に就任することについては、法律等で定めのあるもの以外は、行政のチェック機関としての議会や議員の立場から適切ではないことから、今期中に調査・検討して見直す。

#### 5. 政務活動費の透明化・厳格化について

- ①政務活動費については、出納簿など領収書以外の帳票類もウェブサイト上で公開するなど、「用途の透明性を確保する」（議会基本条例第17条第1項）とともに、按分の根拠の明確化、実態に応じた按分が困難な場合の上限設定などによって、用途の厳格化を図る。また、政務活動に関する報告書を提出・公開するなど「活動成果を市民へ報告するよう努める」（同条）。
- ②政務活動費を議員一人当たり月10万円削減し、月40万円とする。

#### 6. 視察旅費の適正化などについて

- ①慣例的となっている4年に一度の議員の海外視察（1人100万円）は廃止する。
- ②委員会の委員視察旅費（1人30万円）は廃止する。
- ③常任委員会等の行政視察については、調査報告書及び予算・決算は委員会に報告し、調査報告書は図書室で閲覧できるようにする。

以上

### 6月議会 6月14日～7月2日(予定)

6月定例会が6月14日から行われます。本会議での、日本共産党の質問時間は52分で、江上博之、さいとう愛子各議員が質問に立つ予定です（6月19日～21日）。

### 市議団控室が 移動しました

日本共産党市議団の控え室が、名古屋市中区東庁舎3Fの、本庁舎との連絡通路近くの部屋へ移動しました。